

議案第20号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

養父市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例

養父市介護保険条例（平成16年養父市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「42,000円」を「41,700円」に改め、同項第2号中「58,800円」を「58,380円」に改め、同項第3号中「67,200円」を「66,720円」に改め、同項第4号中「75,600円」を「75,060円」に改め、同項第5号中「84,000円」を「83,400円」に改め、同項第6号中「100,800円」を「100,080円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下この項において同じ。」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」に改め、同項第7号中「117,600円」を「116,760円」に改め、同項第8号中「134,400円」を「133,440円」に改め、同項第9号中「151,200円」を「150,120円」に改め、同項第10号中「168,000円」を「166,800円」に改め、同項第11号中「184,800円」を「183,480円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「25,200円」を「25,020円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「25,200円」を「25,020円」に、「37,800円」を「37,530円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「25,200円」を「25,020円」に、「63,000円」を「62,550円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規

定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の養父市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第20号 養父市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>42,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>58,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>67,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>75,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>84,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>100,800円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が100万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>117,600円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>134,400円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>151,200円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>41,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>58,380円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>66,720円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>75,060円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>83,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>100,080円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。）が100万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>116,760円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>133,440円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>150,120円</u></p>

現 行	改 正 案
<p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>168,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>184,800円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,200円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,200円</u>」とあるのは、「<u>37,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,200円</u>」とあるのは、「<u>63,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>166,800円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>183,480円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,020円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,020円</u>」とあるのは、「<u>37,530円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,020円</u>」とあるのは、「<u>62,550円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p>第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の<u>令和3年度</u>における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額</u>」については、同法第28条第2項の規定によって計</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p>